**令和８年（フ）第１３９０号**
横浜市鶴見区北寺尾４丁目26番43―306号
債務者　中村　祥子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１５５１号**
横浜市神奈川区松見町２丁目565番地７
債務者　門倉　海愛
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１７０３号**
神奈川県茅ヶ崎市萩園1270番地12　コーポパルボナールＣ―102
債務者　新田　道浩
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１７３２号**
横浜市緑区竹山１丁目３番地　竹山団地1301棟114号
債務者　柴田　謙二
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１７３４号**
横浜市港北区大倉山２丁目22番23号　ユートピア大森102号
債務者　亀井　常昭
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１７６４号**
神奈川県鎌倉市笛田３丁目24番Ａ―105号
債務者　竹内　裕香
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第１７７４号**
横浜市緑区長津田みなみ台１丁目２番地　県営長津田団地５棟401号
債務者　佐藤てるみ
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第４２８号**
兵庫県芦屋市陽光町５番６―305号
債務者　寺前益千子
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和８年（フ）第４４４号**
兵庫県尼崎市武庫町３丁目11番30―317号、前住所兵庫県尼崎市大島１丁目21番９―302号
債務者　三谷　辰男
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和８年（フ）第４５５号**
兵庫県西宮市神原10番12―203号、前住所東京都大田区新蒲田二丁目22番20号　エイコーンハウス203
債務者　片岡　康平
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和８年（フ）第４７５号**
兵庫県西宮市甲子園口１丁目２番11―202号
債務者　篠田　京子
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和８年（フ）第４８８号**
兵庫県西宮市津田町５番10―1024号
債務者　寺崎　聖子
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**令和８年（フ）第５４５号**
広島県安芸郡海田町幸町８番７号　サンコーポ海田幸109号室、住民票上の住所広島県安芸郡海田町幸町８番７号
債務者　西村　拓海
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第８６９号**
広島市佐伯区八幡東１丁目28番４―１号
債務者　井隈　和士
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第８７０号**
広島市佐伯区八幡東１丁目28番４―１号
債務者　井隈佐代子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第８５号**
広島県呉市広大新開２丁目12番27号
債務者　金橋　美登利
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
広島地方裁判所呉支部

**令和８年（フ）第１７１号**
佐賀市本庄町大字本庄971番地１　ハートホームＢ202号、前住所佐賀市川副町大字福富272番地８　式町アパート201
債務者　彌永　泰弘
1　決定年月日時　令和８年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係